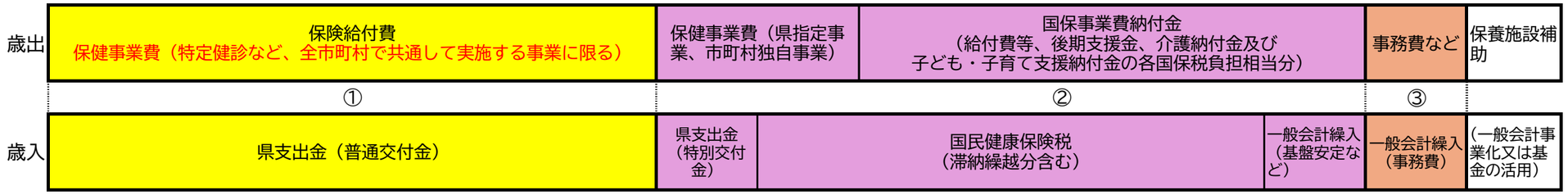
令和９年度以降の市町村における国保特会のイメージ（単純化したもの）

★歳入と歳出はそれぞれ①～③（同色）のグループ内で完結させるのが原則



※予定収納率を達成できずに国保税に不足が生じたら、県から借入を受けた上で
翌年度の国保税に上乗せ（償還のため）
（この場合、標準税率を上回る税率を設定せざるを得ない）

※標準税率どおりに設定し予定収納率を達成したとしても、被保険者数の減少などにより
「実際の課税額」が「納付金算定上の課税想定額」を下回る見込みの場合は、実態に合わせて
県が納付金を減額することで対応（逆の場合は、増額もあり得る）

＜参考＞県運営方針による、準統一後の基金の取り扱いについての記載

・準統一後（注：令和９年度以降）は基金積立のための保険税率の引上げは行わないこととします。

・保険税率の引下げを目的とした基金残高の取崩しは行わないこととします。